平成２６年（フ）第５１２号
兵庫県芦屋市茶屋之町１番１―403号
債務者　實熊　功光
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１３号
兵庫県芦屋市茶屋之町１番１―403号
債務者　實熊久美子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６２５号
兵庫県西宮市樋之池町26番６号吉井文化、前住所兵庫県西宮市樋之池町26番５号
債務者　西田　將人
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９６号
奈良市佐紀町2934番地
債務者　庄賀　数雄
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２９７号
奈良市佐紀町2934番地
債務者　庄賀ひとみ
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３６４号
奈良市青山１丁目１番地　４―204号
債務者　奥田　尚紀
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１４４号
愛媛県西条市坂元甲43番地、前住所愛媛県新居浜市庄内町５丁目11番35号
債務者　鈴木　寛顕
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１５０号
愛媛県新居浜市多喜浜４丁目５番72号、住民票上の住所愛媛県新居浜市新須賀町２丁目３番12号
債務者　白旗　麻友
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１５１号
愛媛県四国中央市上柏町662番地５
債務者　西岡　和代
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第３７５号
高知市上町３丁目１番３号　上町荘２Ｆ西
債務者　長谷川二美子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３２号
福岡県久留米市城島町江上４番地２
債務者　松永由美子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７４号
福岡県田川郡糸田町1050番地８
債務者　浅田ヤス子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第７６号
福岡県田川郡添田町大字中元寺844―14　英彦山病院内、住民票上の住所福岡県行橋市大字道場寺1611番地１　小迫団地２―９号
債務者　中田　順子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第３５４号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4049番地４第９マルティビル203号
債務者　宅間　　純
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６２号
北海道北見市美山町南５丁目129番地９　美山第２団地５―38
債務者　阿部由佳里
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
北海道北見市美芳町２丁目６番30号　ＣｏｃｏＨＯＵＳＥ３―Ａ号、前住所北海道札幌市北区太平十条１丁目２番５号
債務者　柏谷　優介
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
石川県小松市河田町ヌ152番地
債務者　中西　　仁
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
金沢地方裁判所小松支部